

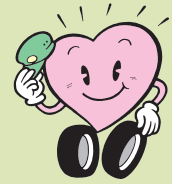
# 福岡県

Fukuoka Prefecture  
Transportation  
Information  
No.1861

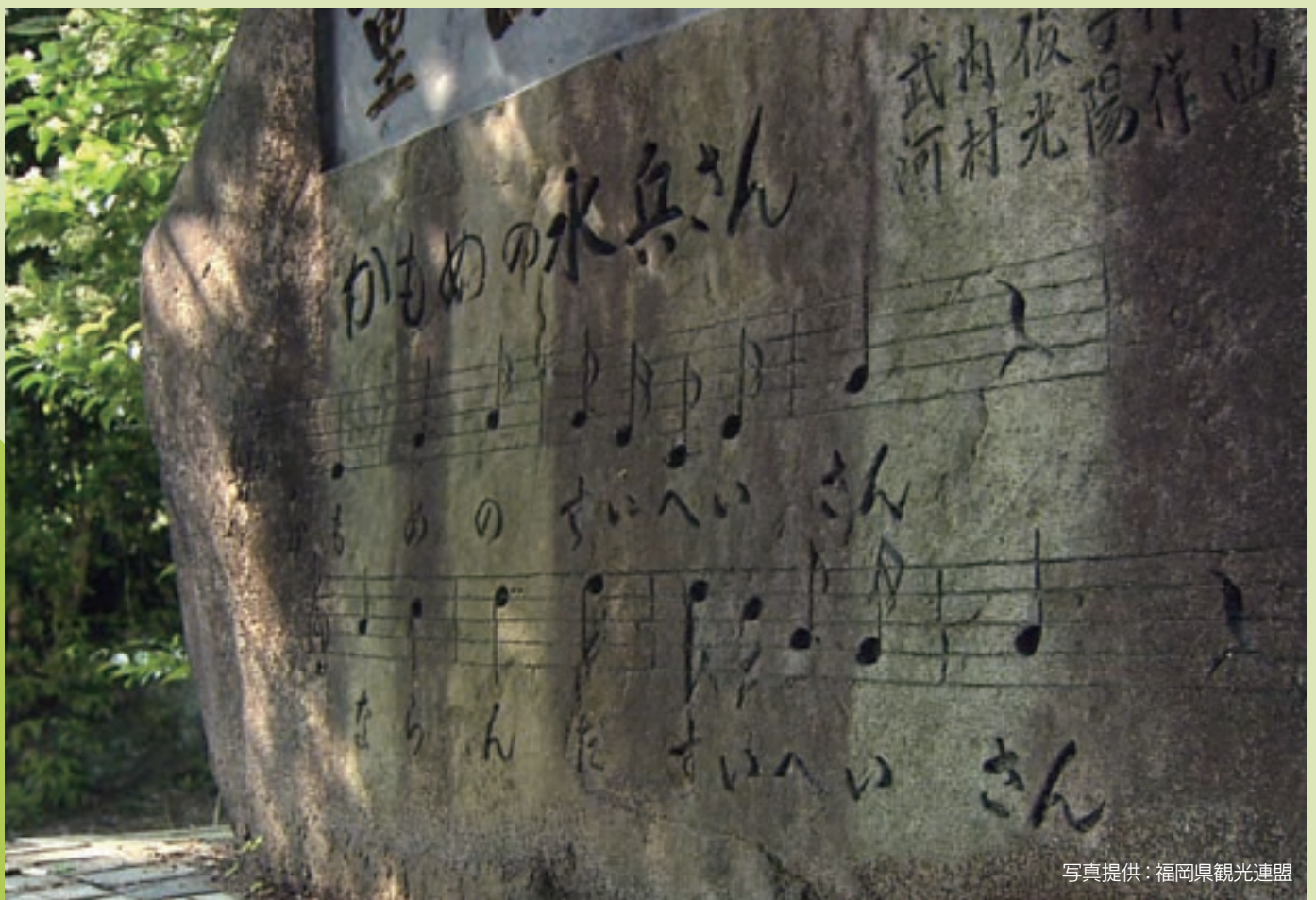
# 輸送 情報

## 2022.5/27

福岡県輸送情報 No.1861  
(毎月2回 第2・第4金曜日 発行)  
購読料:1ヶ月200円



公益社団法人 福岡県トラック協会



写真提供: 福岡県観光連盟

河村光陽碑 (福智町)

## No.1861 今号のTOP NEWS!

**TOP NEWS 1** 令和4年度「小学生向け交通安全教室」開催状況

**TOP NEWS 2** 公明党政策要望懇談会(国土交通大臣へ要望書を提出)

**TOP NEWS 3** 令和3年度「福ト協表彰規程による表彰」受賞者決定



写真提供：福岡県観光連盟

# 福岡県輸送情報

Fukuoka Prefecture Transportation Information No.1861

1861号・令和4年5月27日発行

上野の里ふれあい交流会館敷地内にあり、あらゆる部分が上野焼を駆使して表現され、ロータリーエンジン型の解説版に設置した鉄琴では、光陽作曲の名曲「かもめの水兵さん」と「うれしいひなまつり」のメロディー等を奏でることができる。

## C O N T E N T S

● TopNews1 令和4年度「小学生向け交通安全教室」開催状況	1
● TopNews2 公明党政策要望懇談会(国土交通大臣へ要望書を提出)	1
● TopNews3 令和3年度「福ト協表彰規程による表彰」受賞者決定	2～3
● 委員会レポート(デジタル化推進特別委員会)	3
● 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について	4
● 令和4年度全国安全週間の実施について	4
● 令和4年度 第1回整備管理者選任前研修開催のご案内	5
● 日貨協連「燃料価格影響シミュレータ」(燃料価格高騰対策)について	5
● 令和4年度安全性評価事業(Gマーク)の申請受付について	6
● 業務改善助成金制度について	6
● 令和4年度「高さ指定道路」追加指定要望について	7
● パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化について	7
● 不正改造車排除強化月間	8
● 「よかばい・かえるばい企業」参加事業所の募集について	8
● 健康起因事故と原因疾病について	9
● 令和4年度運行管理者試験対策講座(貨物)の開催について	10
● 会員だより「新規会員のご紹介」	10
● 行事日程	10

### 編集・発行／公益社団法人 福岡県トラック協会

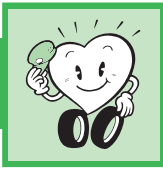
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目18番8号

TEL 092(451)7878(代表)

FAX 092(472)6439

ホームページ <https://www.hearty.or.jp/>e-mail [jouhou1@hearty.or.jp](mailto:jouhou1@hearty.or.jp)

TOP



NEWS-1

## 令和4年度「小学生向け交通安全教室」開催状況

## 行動する県ト協をアピール ～守ろう!命と交通ルール～

福岡県トラック協会は、4月22日(金)(みやこ町立犀川小学校)で小学生を対象とした令和4年度交通安全教室を行橋警察署とおなが自動車学校の協力を得て開催しました。

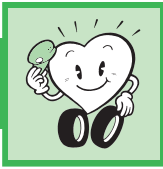
開催にあたり主催者を代表して交通対策委員会の山北委員が、「本日の交通安全教室では、先生の話をよく聞いて、事故に遭わないための交通ルールを勉強し、日常生活の中で活かして下さい。」と挨拶しました。

その後、低学年、高学年別メニューによる体験型の交通安全教室が行われました。低学年は、横断歩道の正しい渡り方、大型車のかげからの歩行者の飛び出し等歩行者の注意事項を学び、高学年は、自転車の点検方法、自転車の右左折の方法、車両巻き込み等自転車に乗る場合の注意事項について、それぞれ実技を交えて45分ずつ授業が行われ、交通ルールを守ることや安全確認の大切さを学ぶことができました。

なお、令和4年度の「小学生向け交通安全教室」は県内8校での開催を予定しております。



TOP



NEWS-2

公明党政策要望懇談会  
(国土交通大臣へ要望書を提出)

福岡県トラック事業政治連盟(眞鍋博俊会長)は、5月7日(土)午後1時から、福岡市中央区の西鉄イン福岡において、斉藤国土交通大臣に対して喫緊の政策課題として、次の①～③に関する要望活動を行いました。

当日は、斉藤大臣並びに河野義博参議院議員をはじめとする同党衆参国会議員や、福岡県議会議員らに対応し、当方からは、眞鍋会長並びに中嶋副会長及び事務局が出席いたしました。

## 〈要望事項〉

- ①燃料価格高騰に関する要望
- ②本州と九州の経済活動を支える北九州下関道路が橋梁の場合における重量物輸送に関する要望
- ③適正な運賃・料金を収受するための環境整備に関する要望

懇談会は、冒頭、眞鍋会長からコロナ禍に加えて、軽油価格高騰の影響が深刻化する中においても、物流を停滞させることなく、業界全体が総力を挙げて対応していることと、高速道路料金の見直しについては、長距離ブロックである九州の事業者負担が増大しないよう、強かに申し入れるとともに、このような状況下における喫緊の要望事項について理解と協力を求めました。

引き続き、西専務理事から各要望事項について説明を行ったあと、斉藤大臣からの回答として燃料価格については、「172円の基準価格を168円とし、支給幅を35円とする激変緩和策を講じる。」北下道路の重量物輸送に関しては、「まだ計画段階評価に着手したばかりで事業化が具体化していない。その後の設計の段階で、要望事項を検討することになる。私としては、前向きに強い関心を持っている。」運賃・料金については、「荷主企業に対して弱い立場だと認識している。今後も、政府主導のパートナーシップ会議などを通じて、荷主との運賃の交渉時における環境整備を図っていく。」との回答がありました。

その後意見交換に移り、中嶋副会長から軽油高騰問題に関し、「事業経営を脅かす極めて厳しい局面と言わざるを得ない。基準価格とは一体なんなのか。ガソリン価格に主眼が置かれている印象があり、経済活動を支える軽油や重油に携わる産業分野への配慮が見えない。末端の運送事業者が実感できる価格にならない理由を聞きたい。」と質したところ、斉藤大臣は「政府としては、何とか財源を確保し、全体的な激変緩和措置を講じていると自負しているが、ご指摘のようなエンドユーザーまで行き届いていないという事情は承知していなかった。政府としても、不本意である。」と回答しました。

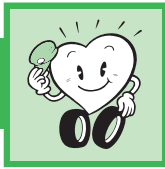
この問題については、政府として納得できる説明を果たすべきということを双方で確認しました。更に中嶋副会長より、「働き方改革への対応や人材確保のためには、労働時間を短縮するほかない。例えば、全国を15地域に分けてそれぞれに物流拠点を設けて、車両とドライバーが入れ替わるなど、将来を見据えた物流改革の議論に着手すべき時ではないか。」と提案したところ、今後の我が国の方向性に係る重要な検討課題であるということ全体を確認し、懇談会を終了しました。



【懇談会開催状況】



TOP



NEWS-3

令和3年度「福ト協表彰規程による表彰」受賞者決定

～受賞おめでとうございます～

令和4年2月25日開催の(公社)福岡県トラック協会 理事会において、令和3年度の福ト協表彰規程による表彰 受賞者54名が決定しました。

○感謝状【事業役員】3名 ○表彰状【事業者従業員】51名 合計 54名

(50音順・敬称略)

表彰の種類	部 門	No.	事業所名	役 職	氏 名
感謝状	事業役員	1	(株)松田	代表取締役	松田 紀之
		2	宗像陸運(株)	常務取締役	栗田 秀富
		3	明和運輸(株)	代表取締役	小早川 敬義

表彰の種類	部 門	No.	事業所名	氏 名
表彰状	事業者従業員	1	(株)アラト	田中 典子
		2		松田 太
		3		(有)七福運送
		4	青木 洋司	
		5	有吉 升平	
		6	井上 一正	
		7	大谷 鍵司	
		8	金本 康幸	
		9	川久保 悟	
		10	川原 眞二	
		11	河端 竜二	
		12	木下 光次	
		13	小谷 聖彦	
		14	(株)博運社	
		15		田中 謙二
		16		田中 義孝
		17		永田 一郎
		18		濱嶋 貞浩
		19		藤原 一之
		20		本田 元則
		21		松尾 陽一郎
		22		松川 祐二
		23		松本 公憲
		24		森田 孝雄
		25		森山 弘規
		26	福岡流通(株)	吉武 眞和
		27	福岡ロジテック(株)	関屋 雄一
		28		前川 敏幸
		29	(有)福富運送	城戸 芳男
		30		田中 尚
		31		鶴田 明伸
		32		森 英幸
		33	福糧運輸(株)	大神 勉
		34		盛田 健太
		35	(有)堀兄弟運送	楯 義隆
		36		岸川 哲也

表彰の種類	部門	No.	事業所名	氏名
表彰状	事業者従業員	37	(有)堀兄弟運送	塩川 恵
		38		吉兼 正幸
		39	(株)松田	今井 光治
		40		小柳 成清
		41	宗像陸運(株)	石川 貴之
		42		大石 和子
		43		加藤 博昭
		44		後藤 恵
		45		酒井 修
		46		馬場 耕平
		47		早水 敬亮
		48		松崎 慎治
		49	山下 美枝	
		50	(株)USEPORT	城野 勇一
		51		田中 幸一

# Report

## 委員会レポート

### デジタル化 推進特別委員会

#### ●4月22日(金)【福岡県トラック総合会館】

はじめに、今後福ト協において、会議資料のペーパーレス化を推進し、5月以降順次タブレット資料を導入することが確認されました。タブレット端末導入数は70台、費用はすべて全ト協からの助成金を活用しました。各委員には1台ずつタブレットが配付され、使用方法等の説明が行われました。

次に、令和3年11月に実施した会員へのインターネット環境等調査の結果(回答率45.4%)が示され、97%以上がインターネット回線を有している(スマートフォン使用を含む)と回答している旨報告されました。また回答者のうち過半数が、機関紙「輸送情報」及び各種情報のメール配信を希望していることが分かりました。

こうした結果を踏まえたうえで、当協会におけるデジタル化事業について協議が行われ、次のような方向性が確認されました。

① 理事会等はコロナ禍に関わらず、会場への出席を原則とし、やむを得ず会場へ足を運ぶことが困難な場合にのみウェブ参加を認める、② 会議やセミナーの出欠確認等



はGoogleフォーム等を活用する、③ セミナー開催時の動画配信の併用、以上3項目については、委員全員が承認の意向を示し、5月の理事会にて上程することとなりました。④ 輸送情報および一斉FAXのメール「配信化」については、今年度中に全会員へ周知する方向で、事務局にて詳細資料を準備のうえ、次回委員会にて協議する運びとなりました。

さらに、⑤「LINE登録による業界情報の発信」について、実現性を検討するため、まずは当委員会にてグループを作り、テスト運用を行う方向で一致しました。

なお当日は、一部の委員はWebにて参加しており、声が聞こえづらいなど、今後に向けた改善点も示唆されました。

## お知らせ

## 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

労働安全衛生規則等が一部改正され、令和4年4月15日に公布されましたのでお知らせいたします。

## 1. 改正の概要

危険有害な作業\*を行う事業者は、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが義務付けられます。

(※危険有害な作業とは、労働安全衛生法第22条に関して定められている11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業(業務)が対象です。)

## 2. 施行日

令和5年4月1日

■改正内容の詳細につきましては、本誌巻末のチラシまたは以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00008.html)

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 一人親方等の安全衛生対策について > 労働安全衛生規則等の一部を改正しました

## お知らせ

令和4年度全国安全週間の実施について  
～厚生労働省からのお知らせ～

令和4年度全国安全週間の実施について、厚生労働省より通知がありましたので、お知らせいたします。

## ● 目的

産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図る。

## ● 期間

7月1日から7月7日までとする。6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## ● スローガン

「安全は 急がず焦らず怠らず」

## 〈各事業場で実施する事項(抜粋)〉

## (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

## (2) 継続的に実施する事項

- ①安全衛生活動の推進
- ②業種の特性に応じた労働災害防止対策
  - 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
    - (ア)荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
    - (イ)積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
    - (ウ)歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
    - (エ)トラックの逸走防止措置の実施
    - (オ)トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

■詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25200.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25200.html)



## 令和4年度 第1回整備管理者選任前研修開催のご案内

### 【※選任している整備管理者が受講対象の選任後(定期)研修ではありません】

整備士資格がない方を「整備管理者」として選任する際、本研修の修了証書及び2年以上の点検・整備または整備管理の実務経験が必要となります。

本研修の受講を希望される方は下記要領にてお申し込み下さい。

#### 1. 開催日時及び場所

○ 日 時：令和4年7月13日(水) (受付) 9時30分～10時00分、(研修)10時00分～12時30分

○ 会 場：福岡県立ももち文化センター(通称名:ももちパレス) 3F小ホール

(住所)福岡市早良区百道2丁目3-15 (Tel)092-851-4511

※ 研修会場の駐車場は極めて少ないので、公共交通機関を利用してご来場下さい。

**【違法駐車及び駐車場確保の為に遅刻等があった場合は、受講出来ません。】**

※ マスク未着用の方、熱、咳などの症状がある方は、入場をお断りさせていただきます。

※ 研修中に上記症状が確認された方についても、退出いただく場合があります。

※ 今後の政府方針により、研修が中止となる可能性があります。

#### 2. 申込要領

受講希望者は、巻末の「整備管理者選任前研修申込書」に必要事項をご記入の上、県ト協 業務一課宛  
【FAX:092-451-7964】へ送付して下さい。

#### 3. 申込期間 令和4年6月6日(月)～6月17日(金)まで

※ 上記期間外での申込みは無効です。申込期間は必ず厳守して下さい。

※ 申込受付後、「受付通知」をFAXにて送付します。

【注:受付通知の送付には1週間程度お時間を頂く場合がございます。】

※ 申込者ご本人しか受講できません。

#### 4. 受講定員 70名 【※一事業所一名まで】

※ 整備管理者が不在となる為等の緊急の受講が必要な場合以外の申込みは、極力ご遠慮下さい。

※ 選任している整備管理者が受講対象の選任後(定期)研修とは別の研修です。

※ 整備管理者に選任済みの方、並びに、自動車整備士資格(1級～3級)をお持ちの方は、本研修を受講する必要はありません。

※ 申込は先着順にて受付を行いますので、早期に定員に達する場合があります。

※ 申込期間内であっても、定員になり次第、締め切らせていただきます。

※ 一事業所からの複数名の申込みは、定員の関係上、お断りさせていただきます。

#### 5. 持参するもの ※受講料無料

(1)筆記用具、(2)写真付き身分証明書(免許証等)、(3)申込み終了後に送付を受けた「受付通知」



## 日貨協連「燃料価格影響シミュレータ」(燃料価格高騰対策)について ～全ト協・日貨協連からのお知らせ～

全日本トラック協会が設置する「燃料価格高騰対策本部」の共同事務局である日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)では、昨今の高騰する燃料価格情勢を踏まえて、価格上昇による影響額を簡易に把握するためのツールとして、「燃料価格影響シミュレータ」(エクセルシート)を制作・公開しています。

本シミュレータにより、燃料価格、車種ごとの燃費及び台数、運行距離、稼働日数などの条件を入力することで、過去の燃料価格との差額を簡単に算出することができます。

さらに、これらの条件を変えることで様々なシミュレートが可能で、燃料サーチャージや運行原価の把握、荷主交渉などの補完ツールとしてご活用いただければと存じます。

#### 【掲載ページURL】

日本貨物運送協同組合連合会「燃料価格影響シミュレータ」URL: <http://www.nikka-net.or.jp/information/?id=358>

お知らせ

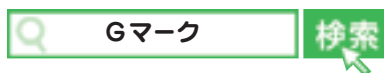
## 令和4年度安全性評価事業(Gマーク)の申請受付について

福岡県貨物自動車運送適正化事業実施機関では、福岡県内の事業所からの「安全性優良事業所」認定の申請書類を下記の要領で受け付けます。

認定証の有効期間が令和4年12月31日までの認定事業所は、更新手続きを行わないと、期日をもって認定が失効しますのでご注意ください。

持参の場合	受付期間	令和4年7月1日(金)～令和4年7月14日(木) 土日除く 9:00～17:00
	受付場所	受付会場は福岡県トラック総合会館4階402会議室までお越し下さい。(福岡市博多区博多駅東1丁目18-8 福岡県トラック総合会館4階)
	注意事項	協会駐車場が少ないため、できるだけ公共の交通機関でのご来場をお願いいたします。 受付期間後半は混雑し、お待ちいただく場合がありますので、早めの申請をお願いいたします。 新型コロナウイルス感染防止のため、マスクを着用頂き、会場入口で手指のアルコール消毒をお願いします。また、熱がある方はご来場をお断りいたします。
郵送の場合	受付期間	令和4年7月1日(金)～令和3年7月12日(火)必着
	送付先	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目18-8 2階 (公社)福岡県トラック協会 適正化事業実施機関 宛
	注意事項	簡易書留や信書便など、荷物追跡が可能な方法で送付して下さい。 窓口への持参と同様の指導員によるアドバイスはできません。

「申請案内」「申請書の作成方法」「申請書作成の動画」等は全日本トラック協会のホームページをご覧ください。



<https://jta.or.jp/member/tekiseika/gmark.html>

○お問い合わせ先 (公社)福岡県トラック協会 適正化事業実施機関 TEL:092-451-7846

お知らせ

業務改善助成金制度について  
～福岡労働局からのお知らせ～

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成されます。

詳細につきましては、以下の福岡労働局のホームページまたは、本誌巻末のリーフレットをご覧ください。

福岡労働局ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>)

ホームから > 各種法令・制度・手続き > 特設サイト > 各種助成金制度 > 8労働時間・賃金・健康確保・勤労者福祉関係の助成金 > 業務改善助成金

■お問い合わせ先:福岡労働局 労働基準部 賃金室(TEL:092-411-4578)



お知らせ

## 令和4年度「高さ指定道路」追加指定要望について

道路通行時の高さの最高限度を4.1m(道路法及び道路交通法における一般的制限値は3.8m)とする「高さ指定道路」については、国土交通省及び警察庁に対して追加指定の要望を行い、審査を経て新たに指定されております。

つきましては、追加指定要望を希望される会員事業者は、下記要領に基づき、福岡県トラック協会までご提出下さい。

なお、令和3年度の「高さ指定道路」追加指定要望結果につきましては、新たに44区間が指定され、全ト協のホームページ等にて公示されておりますのでお知らせいたします。

## 1. 締切日

令和4年6月24日(金) 福ト協必着

## 2. 要望方法

全ト協ホームページ(<https://jta.or.jp/member/anzen/takasa22.html>)をご確認いただき、提出書類を作成のうえ、下記の提出先・お問い合わせ先のEメールアドレスへ送信して下さい。

※会員専用パスワード:3222(5月15日～6月14日)・1407(6月15日～7月14日)

## 3. 追加指定要望の条件

(1) 通行車両について、次の①～②のいずれかに該当すること。

① 背高国際海上コンテナ車

② 積載物が積載状態で高さ3.8mを超え4.1mまでの単体物(※)であり、かつ、要望する区間を含む経路を継続、反復して使用する車両

※ 荷姿等について別途書類(任意書式)の添付が必要

(2) 道路について、以下のいずれかに該当する区間を含まないこと。

① トンネル、高架橋や植栽等で物理的な高さ障害がある区間

② 「大型車進入禁止」などの禁止区間

③ 過去3年間に要望されているにも関わらず、指定されていない区間

④ 生活道路等を含む区間(駅前、スクールゾーン、住宅街など)

## 4. 提出先・お問い合わせ先

(公社)福岡県トラック協会 業務二課(担当:吉田)

TEL:092-451-7845 Eメールアドレス:yoshida@hearty.or.jp

お知らせ

パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化について  
～全ト協・国交省からのお知らせ～

政府では、現下の厳しい経済状況を乗り越えるために、「パートナーシップ構築宣言」により、取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者名で宣言いただく仕組みを構築し、普及・拡大を図っています。

また、昨年12月に政府が策定した「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」においても、本制度の一層の拡大と、既宣言企業における宣言内容の調達現場への浸透についても取り組むこととされております。

現下の燃料価格高騰に鑑み、特に元請事業者など下請事業者を利用するトラック運送事業者の皆様には、本制度についてご理解いただき、下記ポータルサイトから積極的に宣言を行っていただきますようお願いいたします。

詳細は巻末のチラシ、または下記URLをご覧ください。

○「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

○パートナーシップ構築宣言等に関する現状と今後の取組(中小企業庁)

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/partnership/20220210/20220210siryo2.pdf>

○パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/partnership\\_package\\_set.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_package_set.pdf)

**お知らせ****不正改造車排除強化月間**

～6月1日(水)から6月30日(木)は不正改造車排除強化月間です～

国土交通省自動車交通局より、6月の不正改造車排除強化月間について通知がありましたので、趣旨をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

我が国の自動車保有台数は、令和3年12月現在で約8,000万台を超えており、自動車が国民生活に十分定着した移動・輸送手段となっています。一方、昨年の交通事故による死者数は2,636人と減少しているものの、依然として厳しい状況が続いています。このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっています。

また、最近では、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識がないままに改造を行っている使用者も見受けられます。このため、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全、安心の確保を確実に実現していくため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開します。

**【不正改造項目】****《重点排除項目》**

- (1) タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器(例:側面方向指示器)の取外し
- (3) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付(貼付状態で可視光線透過率70%未満)
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

**《基本排除項目》**

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ(突入防止装置)の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング(エア・スポイラ)の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

不正改造車・黒煙110番【相談窓口】

【九州運輸局自動車技術安全部】

- 不正改造車110番【整備課】 TEL:092-472-2537
- 黒煙110番【保安・環境課】 TEL:092-472-2546

【福岡運輸支局】

- 不正改造車・黒煙110番【整備部門】 TEL:092-673-1196

**お知らせ****「よかばい・かえるばい企業」参加事業所の募集について  
～福岡県からのお知らせ～**

福岡県では、若者、女性、高齢者など多様な人材が多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる「魅力ある職場づくり」を目指して、県内企業が働き方を見直すための取組を宣言・実行する「よかばい・かえるばい企業」への参加事業所を募集しています。

登録後は、最寄りの労働者支援事務所が、必要に応じて、取組内容に応じた支援機関やメニュー(県施策、助成金など)を紹介するなどのフォローアップを実施するほか、県働き方改革推進事業ポータルサイトで自社の取組をPRすることができます。

詳細は本誌巻末のチラシまたは福岡県ホームページ(以下のURL)をご覧ください。

<https://hatarakikatakaeru.pref.fukuoka.lg.jp/campaign/>

**■お問い合わせ先**

福岡県福祉労働部労働局労働政策課労働福祉係 TEL:092-643-3587

お知らせ

健康起因事故と原因疾病について

第1回 健康起因事故と原因疾病について



◆はじめに◆

全国健康保険協会福岡支部では、事業所様の健康づくりに取り組んでいます。健康起因事故防止の観点から、健康づくりに関する情報を全6回でお届けします。

右記のグラフは、健康起因事故の発生件数の推移です。平成25年から平成30年にかけて、急激に件数が増加し、約2.7倍になっています。

令和になり全体の健康起因事故件数は、減少傾向にあります。令和2年のトラック業界の事故件数は、増加しています。

〈健康起因事故の発生状況の推移〉

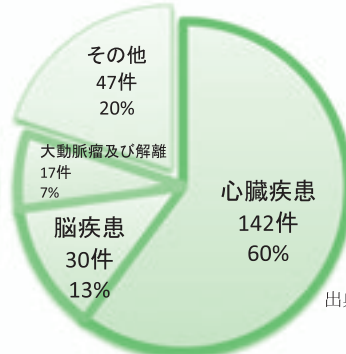
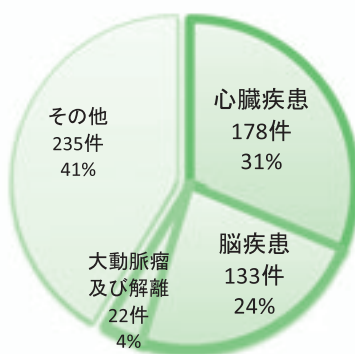


出典:「国土交通省」  
自動車運送業用自動車事故統計年報(令和2年)

◆健康起因事故の病名別件数(トラック業界:H25-R02)◆

事故件数(計568件)

死亡件数(236件)



- 心臓疾患
  - ・心筋梗塞、心不全 等
- 脳疾患
  - ・脳出血、脳梗塞 等
- 大動脈瘤及び解離
  - ・胸部大動脈瘤、腹部大動脈瘤 等

出典:「国土交通省」  
自動車運送業用自動車事故統計年報(平成25年～令和2年)

心臓疾患、脳疾患、大動脈瘤で健康起因事故の6割を占め、亡くなられた方の内8割が上記の3疾患となっています。

※バス・タクシー・トラック業界全体で、健康起因事故の死亡での報告が367件あり、内トラック業界は、亡くなられた方が236件で全体の6割を占めており、亡くなられる方の割合が高くなっています。

健康状態の把握が重要!

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診を実施しています。まずは、健診を受けて自身の健康状態を把握しましょう。





## 令和4年度運行管理者試験対策講座(貨物)の開催について ～自動車事故対策機構 福岡主管支所からのお知らせ～

自動車事故対策機構福岡主管支所では、運行管理者試験対策講座(貨物)を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

### 1. 開催日時、会場

期 日： 令和4年7月29日(金)  
時 間： 9:30 ～ 16:30 (受付開始:8:50～)  
会 場： 福岡商工会議所 4階 406・407会議室(福岡市博多区博多駅前2-9-28)

### 2. 講習科目

貨物自動車運送事業法(安全規則、自動車事故報告規則含む)、  
道路運送車両法(保安基準含む)、道路交通法、労働基準法(改善基準告示含む)、運行管理実務上の知識及び能力  
※当機構作成の模擬試験を実施し、その解説を中心に各科目の講義を実施。

### 3. 受講対象者

(1)運行管理者試験(貨物)を受験予定の方 (2)上記以外で任意での受講を希望される方

### 4. 受講手数料

6,000円(消費税込み)

### 5. 申込期間

令和4年4月19日(火) ～ 7月27日(水) (定員60名になり次第、締め切らせて頂きます)

### 6. 申込方法

巻末の申込書をご記入の上、FAXにてお申し込みをお願いします。  
【申込先】FAX:092-451-7753(自動車事故対策機構 福岡主管支所)

### 7. その他

教材等は当日会場にて配布します。  
(運行管理者基礎講習用テキスト(法令集)をお持ちの方は参考までにご持参下さい。)  
当日は、筆記用具、受講料をご持参下さい。

※当該講座は、法令で定められた運行管理者指導講習(基礎講習、一般講習等)ではございませんので、お間違いのないようお願いします。

(お問い合わせ)

独立行政法人 自動車事故対策機構 福岡主管支所 Tel:092-451-7751 / Fax:092-451-7753

## Schedule 行事日程

(5月) 県ト協行事日程(5月27日～6月9日まで)

27日(金)	Gマーク説明会 [10:00] (福岡商工会議所)
27日(金)	引越部会役員会 [14:00] (201会議室)

(6月)

8日(水)	セメント輸送部会通常総会 [11:00] (401会議室)
-------	----------------------------------

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため延期または中止になる行事がありますのでご注意ください。

## 会員だより 新規会員のご紹介

(株)ワイズベース  
(福岡支部東福岡分会)

代表者 桐明 光也

福岡市東区多の津4-6-23 yビル2F  
TEL092-409-4417

[事業の種類] 一般貨物自動車運送事業  
貨物利用運送事業

[車両数] 普通1両、小型4両



※申込期間は、6月6日（月）～です。《 期間外の申込みは無効 》

## 令和4年度 第1回整備管理者選任前研修申込書

【※選任している整備管理者が受講対象の選任後（定期）研修ではありません】

### 1. 開催日時及び場所

- 日時：令和4年7月13日（水） 【受講定員 70名】  
（受付）9時30分～10時00分、（研修）10時00分～12時30分
- 会場：福岡県立ももち文化センター（通称名：ももちパレス） 3F小ホール  
（住所）福岡市早良区百道2丁目3-15 （TEL）092-851-4511

※ 研修会場の駐車場は極めて少ないので、公共交通機関を利用してご来場下さい。

【違法駐車及び駐車場確保の為に遅刻等があった場合は、受講出来ません。】

※ マスク未着用の方、熱、咳などの症状がある方は、入場をお断りさせていただきます。

※ 研修中に上記症状が確認された方についても、退出いただく場合があります。

※ 今後の政府方針により、研修が中止となる可能性があります。

- ### 2. 携行品
- （1）筆記用具、（2）写真付き身分証明書（免許証等）、  
（3）申込み終了後に送付を受けた「受付通知」 ※受講料無料

### 3. 受講申込 [下記に必要事項を記入の上、FAXにて申込み下さい。]

ふりがな			
受講者の氏名			
自宅の住所			
生年月日	西暦 年 月 日	電話番号	
勤務先名			
勤務先電話番号		勤務先FAX番号	

※ 整備管理者に選任済みの方、並びに、自動車整備士資格（1級～3級）をお持ちの方は、本研修を受講する必要はありません。

※ この申込書をもとに修了証書を作成しますので、きれいな字ではっきりと書いて下さい。

※ 申込終了後、「受付通知」をFAXにて送付します。

【注：受付通知の送付には1週間程度お時間を頂く場合がございます。】

※ 申込者ご本人しか受講できません。

※ 上記記載内容につきましては、本研修以外の目的には使用いたしません。

### 4. 申込期間 令和4年6月6日（月）～ 6月17日（金）まで

※ 上記期間外での申込みは無効です。申込期間は必ず厳守して下さい。

※ 緊急の受講が必要ではない方の申込みは、極力ご遠慮下さい。

※ 定員の関係上、一事業所からの申込みは一名までとさせていただきます。

※ 申込期間内であっても、定員（70名）になり次第、締め切らせていただきます。

《 申し込み先 》

(公社)福岡県トラック協会 業務一課 宛 TEL：092-451-7845 / FAX：092-451-7964

# 運行管理者試験対策講座（貨物）開催のご案内

～ ナスバからのご提案 模擬試験 + 解答解説講座 ～

★こんな方におすすめ！

定員  
**60名**  
先着順



今の実力を確認しておきたい

本番前に自信をつけたい！

独学では限界を感じていた…

問題を解くときのポイントが知りたい

## ポイント1

過去の出題傾向を分析し、  
出題が予想される問題を  
厳選し作成した  
オリジナル模擬試験

## ポイント2

解答解説&よく出題される  
問題のポイントをご紹介

## ポイント3

各法令の条文ごとに近年の  
出題傾向やポイントを分か  
りやすくまとめ掲載した  
オリジナルテキスト付き

SAMPLE

27①、27②、28①、28②、29①、29②、30①、30②、1①、2①、2②

第3条(一般貨物自動車運送事業の許可) ★★★

一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければ  
ならない。

【**手続**】「許可」が「認可」に変わってないかチェック。

日時：令和4年7月29日(金) 9:30～16:30

場所：福岡商工会議所4階 406・407会議室

受講料：6,000円

令和4年度 運行管理者試験対策講座（貨物）申込書 兼 受講票

必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。（お申し込み期日：7月27日（水））

**【FAX】 092-451-7753**

問い合わせ先 (独)自動車事故対策機構 福岡主管支所 指導講習担当  
TEL 092-451-7751

担当：芳野、廣川、白石

日時	令和4年7月29日(金) 9:30～16:30 (受付 8:50～)		
場所	福岡商工会議所 4階 406・407会議室 【福岡市博多区博多駅前2-9-28】		
受講者	ふりがな		S・H
	氏名	生年月日	年 月 日 ( ) 才
申込者情報	連絡先	TEL ( ) -	FAX ( ) -
	事業所名※		

※個人でお申し込みの方は、事業所名の欄については「個人」とご記載下さい。

**【申込用紙記載の注意事項】**

- (1) この申込用紙は1枚で1人申し込み下さい。  
上記の受講者のほか複数名で申し込まれる場合は、本用紙をコピーの上ご使用下さい。
- (2) 受講のお申し込みは先着順にて受付いたします。
- (3) 定員（60名）に達した場合は、お申し込みをお断りする場合がございます。（電話連絡致します）  
ご希望に添えない場合につきましては、申し訳ありませんがご了承願います。

**【講座当日の注意事項】**

- (1) **当講座用の駐車場はありません。**可能な限り公共交通機関をご利用下さい。  
(交通機関：JR博多駅から北へ徒歩10分。地下鉄祇園駅から西へ徒歩3分)  
車でお越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。
- (2) 受講料（6,000円）は受付時に領収致しますので、お釣りのないようお願いします。また、途中で受講を取りやめられた場合でも受講料の返金はできませんので、ご了承願います。
- (3) 当日は**当申込用紙、受講料分の現金、筆記用具**をご持参下さい。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用・咳エチケット等のご協力をお願いします。  
また、飛沫防止の観点もあるため、講義中の質問等は、休憩時間をご利用ください。
- (5) 受講中等に体調の異変を感じたときは、すぐに職員へお知らせ下さい。  
なお、体調不良の方は受講をご遠慮させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 講義中のお飲み物の持ち込みは自由ですので、適宜水分補給されてください。
- (7) 可能であれば、運行管理者試験を申し込まれた際に運行管理者試験センターより通知された受験番号を控えておいてください。

# 令和4年度 第1回 運行管理者試験のご案内

試験方法は「CBT 試験」で行います。(筆記による試験は実施しません。)

- CBT 試験とは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験方法のことです。問題用紙やマークシートを使用せず、パソコンの画面に表示される問題を見てマウス等を用いて解答する試験です。(CBT = Computer Based Testing)

試験会場



問題画面 (イメージ)



- 試験会場と日時を指定された範囲内で申請者が選択できます。また、空きがあれば試験会場と日時を変更することができます。

会場日時予約画面 (イメージ)

エリア・日程選択  
ご希望の日程を全て選択し、検索ボタンを押してください。

試験日	令和4年度第1回運行管理者試験(客貨両用) [2次] 試験結果レポートなし
試験会場	東京都
月	2021年11月
曜日	土曜日

受験可能な日時の確認  
各テストセンターの受験可能日は下記のとおりです。

受験会場名	21(日)	22(月)	23(火)	24(水)	25(木)	26(金)
PCスコート池袋駅前試験場	○	○	○	○	○	-
ナレッジ・テストセンター	-	○	○	○	-	-
パルム・パソコンスクール八王平校	-	○	-	○	○	-

## 申請方法

インターネット申請 (書面での申請はできません)

複数回の試験を申込みことはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

## 申請の受付期間

令和4年6月13日(月)～令和4年7月13日(水)

## 試験日時

令和4年8月6日(土)～9月4日(日)の間で、CBT 試験専用サイトにて指定された試験会場、日時から申請者が選べます。  
(試験結果は9月21日に公表する予定です。)

## 試験会場

貨物試験、旅客試験とも全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

## 受験手数料等

6,000円(非課税)

この他、次のうちいずれか1つの費用が別途必要となります。

- ・新規受験申請：660円(税込)(システム利用料)
- ・再受験申請：860円(税込)(システム利用料、事務手数料)

試験結果レポートを希望される方は、さらに次の費用が必要となります。

- ・試験結果レポート手数料：140円(税込)

## 受験資格

### 実務経験者

・自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方

### 基礎講習修了者

・国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了(修了予定の方は、令和4年7月27日までに修了)した方



# CBT 試験の流れ

受験申請サイト

**STEP 01** 受験の申請

申請情報入力

試験センター

受験申込受付

受験の申請に必要な情報を入力します。

- メールアドレスの登録・確認
- 申請情報の入力
- 受験資格情報の入力

\*実務経験1年以上の受験資格で申請する場合は、実務経験承認者の情報が必要です。  
\*基礎講習修了予定で申請する場合は、講習修了後、速やかに基礎講習修了証等をアップロードしてください。

- 本人確認書類・顔写真のアップロード

申込が受理されると、運行管理試験センターから「受験申請受付のお知らせ」のメールが届きます。

**STEP 02** 書類の審査

審査中

審査完了

提出書類の審査が完了するまでお待ちください。

\*基礎講習修了予定で申請する場合、基礎講習修了証等の写しが未提出の方は書類の審査が完了しません。また、令和4年7月27日までに基礎講習修了証等の写しが未提出の方は受験できません。

**STEP 03** 書類審査完了のご案内

次に試験会場と日時の予約へ

試験センター

提出書類の審査完了後に運行管理者試験センターから「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約し受験手数料等を支払ってください。

\*STEP1～6までの手順を行わないと、受験の申請手続きが完了しませんのでご注意ください。

CBT試験専用サイト

**STEP 04** CBT試験専用サイトへアクセス

CBT試験専用サイトの会場予約画面

CBT

「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールに記載されている受験申請サイト内の個人認証画面にアクセスし、「受験申請受付のお知らせ」のメールに記載された申請者配布番号、氏名(カナ)、生年月日を入力して「確認」ボタンを押すと申請情報の画面が表示されます。次に同画面の「試験会場の予約/支払」ボタンを押し、CBT 試験専用サイトのマイページから会場予約画面を開いてください。

**STEP 05** 試験会場と日時の選択・お支払

会場・日時の予約

CBT

希望する試験会場及び日時を選択・予約したのち、受験手数料等の入金の手続きをしてください。支払方法は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済から選択できます。

- \*支払方法がコンビニ決済、ペイジー決済の場合は、令和4年8月2日までに試験会場等の予約をして、8月5日までに受験手数料等の支払を完了してください。
- \*支払方法がクレジットカード決済の場合は、令和4年8月5日までに試験会場等の予約及び受験手数料等の支払を完了してください。
- \*8月5日までに受験手数料等の支払を完了していないと、受験申請が取消しとなりますのでご注意ください。

**STEP 06** 申請手続き完了

受験確認書メール

CBT

入金完了後、試験会場の案内等が記載された「受験確認書」がメールで送信されます。

\*受験確認書メールが届かない場合は、手続きが完了していない場合がありますので、試験事務センターまでご連絡ください。なお、受験確認書は郵送されません。

試験当日

**STEP 07** 試験当日

受験確認書メールに記載された日時に、顔写真付き身分証明書(運転免許証等)及び受験確認書メール(スマートフォンに表示も可)を持参のうえ、予約した試験会場へ来場し、受験してください。(受験確認書メールを持参しなくても受験は可能です。試験会場、試験日時、注意事項等についてご確認ください。)

- \*試験当日、受付時に顔写真付き身分証明書を提示いただけない場合は、いかなる理由でも受験できません。
- \*試験会場には受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

CBT試験の体験版はこちらから

体験版 <https://trial.j-cloud.net/login/practice2>



運行管理者試験の申請手続きの詳細は、当センターのホームページを参照してください。

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>



# 令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した  
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



## 概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場  ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	【事業場内最低賃金900円以上】(※2) 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※3)	
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

審査

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

## お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

## 申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部(室)

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



## ～ 業務改善助成金の活用事例 ～

**事例1** デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

**課題と対応**  
店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売場と業務効率化を模索した。

**実施概要**  
デリバリー拡充を拡大し、届け物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて対応したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に対応することでコロナ禍を乗り切りたい(総務担当者)

**導入前** **導入後**

従業員が制作した料理を持ち帰っておメニューの検討をすることで、納品に合った商品提供をしている。

デリバリー客が大層に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

**実施結果**  
コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達自前の管理が定例に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

**効果**  
デリバリーの注文受付から配達までの工程と、届け物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員への賃金の引上げを実施した。

**事例7** 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

**課題と対応**  
会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を模索した。

**実施概要**  
会計の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の経営処理を効率化し、経営情報を一元管理したい(代表者)

**導入前** **導入後**

手約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

売上データや来店予約機能などを顧客拡大に活用することができるようになった。

**実施結果**  
業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や購買処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を減らすことができた。

**効果**  
顧客の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。



# ◆ 令和4年度も引き続き特例コースを実施します。

(申請期限: 令和4年7月29日(金)まで)

## 「業務改善助成金特例コース」のご案内

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

### ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(=関連する経費)についても助成対象として拡充されます。

### 対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

### 支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること  
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと  
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

### 助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

### 助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます



## 特例コースの活用

### ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出  
（締切は令和4年7月29日（金））※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施※2

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。  
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

### 助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
	4人～6人	70万円	
	7人以上	100万円	

■助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



[参考]

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

### 特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入
+		
B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

### お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日8:30～17:15）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です。

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

# 「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

## ①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※ 下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)

## ②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- (公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

## ③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い>  
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

## ④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

### 「宣言」の内容について

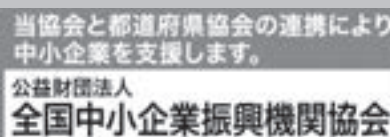
未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付  
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765



### 「宣言」の提出・掲載について

- (公財) 全国中小企業振興機関協会  
03-5541-6688  
提出先URL : <https://www.biz-partnership.jp>



福岡県

よかばい・かえるばい企業  
参加事業所募集!!

働き方を見直す  
取組を宣言・実行  
してみませんか?

今こそ、働き方を変えるばい!

「よかばい・かえるばい企業」とは?

県内の事業所が「よかばい」として余暇を増やす年次有給休暇取得促進や「かえるばい」として定時退社し、時間外労働を削減するなどの働き方を見直すための取組を宣言し、実行するものです。



まずは  
取り組みやすいことから、  
始めてみましょう!

よかばい・かえるばい企業  
参加特典

- 最寄りの労働者支援事務所が、必要に応じて、取組内容に応じた支援機関やメニュー（県施策、助成金など）を紹介するなどフォローアップします!
- 福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上で自社の取組をPRできます!
- 県の競争入札参加資格審査における「地域貢献活動評価」の加点对象となります!  
(※審査基準日以前1年の間に、よかばい・かえるばい企業への参加(更新)登録をしていることが条件です。)
- オリジナルステッカーを送付します!

「地域貢献活動評価」の詳細はこちら



問合せ先

福岡県福祉労働部労働局労働政策課  
TEL 092-643-3587 FAX 092-643-3588

- 福岡労働者支援事務所 TEL 092-735-6150 FAX 092-712-0497
- 北九州労働者支援事務所 TEL 093-967-3945 FAX 093-967-3946
- 筑後労働者支援事務所 TEL 0942-30-1034 FAX 0942-30-1025
- 筑豊労働者支援事務所 TEL 0948-22-1149 FAX 0948-22-4118

お申し込み

裏面FAX  
もしくはHPから  
お申し込みください。



働き方かえるばい

検索



なぜ、今、  
取り組む必要が  
あるの？

# コロナ禍の今だからこそ 魅力ある職場づくりに取り組み 「選ばれる会社」になりましょう！

働き方改革とは、誰もがそれぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、その能力と意欲を発揮できる魅力ある職場づくりを目指すものです。

魅力ある職場づくりに取り組むことで、従業員の意欲が向上し、労働生産性アップや、優秀な人材の確保・職場への定着につながります。

一方、若者の仕事に対する意識もワークライフバランスを重視する志向に変化してきており、優秀な人材を確保するため「選ばれる会社」になるためにも自社の働き方を見直すことは重要です。

このように、働き方改革は人材を確保し、持続的な経済活動を行っていくための経営戦略ともいえます。コロナ禍の今だからこそ、魅力ある職場づくりに取り組み、「選ばれる会社」になりましょう！



## 働き方改革取組事例

### 田中工業株式会社 (北九州市)

事例①



- 所在地/北九州市
- 業種/複写・印刷業
- 従業員数/50名

#### きっかけ

##### ●人材を確保したい

正社員・パート社員募集をかけても応募が少なく、人材確保の観点から、働き方改革による魅力ある職場づくりの必要性を感じていた。

##### ●生産性を向上したい

営業担当者が自分の専門分野の営業しかできておらず、ワンストップソリューションに必要な「横断的な組織」になっていない。

#### 取組内容

##### ●モバイルの活用

社外でもメール問合せに対応でき、顧客への迅速な対応につながられるようにする。

##### ●営業支援ソフト・クラウドサービスをスタート

ソリューション販売課と画像サービス課の顧客情報を共有し、部門を越えた対応件数を増やす。

##### ●報告書類関係の省力化

各種報告資料の内容重複を減らし、作成時間短縮を図る。

#### 取組結果

- ・スマートフォンを導入し、メール等の問合せに迅速に対応できるようになった。
- ・システムの活用により、営業会議時間、会議資料作成時間の削減、営業日報の廃止につながった。
- ・営業2部門の顧客情報を共有し、迅速に対応する体制を整えた。

### 株式会社田中三次郎商店 (小都市)

事例②



- 所在地/小都市
- 業種/卸売業、小売業
- 従業員数/23名

#### きっかけ

●社員が働きやすい職場環境・仕組みづくりに取り組みたい  
就業規則に定める制度を机上のものではなく利用できる制度にするため、新しいルールに合わせられる職場環境・仕組みづくりに取り組む必要があると感じていた。

#### 取組内容

##### ●管理職の意識改革

働き方改革についての意識をすり合わせるため、管理職を対象にブレインストーミングを実施。

##### ●社内の課題抽出

現場の課題抽出のため、「困りごと共有ボード」を作成し、働き方改革を進めるうえでの問題点・傾向を把握。

また、社員2人1組でホワイトボードを使用して意見を出し合い、課題抽出を実施。

##### ●社内で2つの働き方改革チームを設置し、定時退社に向けた取組を実施

チームのメンバーが働き方改革の当事者として、部署の課題解決に向けた取組を実施。

#### 取組結果

- ・自社の課題を把握し、分析することで、自社の強みを残しながら、業務の再編を図ることができた。
- ・社内でも「時間外労働が少なくなった」、「いろいろな角度から物事を見れるようになった」、「意見が言いやすくなった」等の前向きな感想が出た。
- ・他部署とコミュニケーションを回りながら作業効率化のルール確認や情報共有を行うことで、社内のコミュニケーションが活性化し、出発指示書の書き方のルール化などの業務改善にも貢献した。



# 働き方改革 メリット

## 働き方を変えれば、 会社も社員も もっとハッピーになれる！

- ・生産性と効率アップ！
- ・優秀な人材の確保！
- ・社内活性化により、新たな発想が生まれ、事業拡大につながる！
- ・従業員の意欲向上と職場への定着率UP！

### 会社側の メリット



- ・子育てや介護などのライフスタイルに合わせた働き方が選択できる！
- ・定時退社で家族と過ごす時間の充実！

### 社員側の メリット



- ・年次有給休暇取得で趣味やスキルアップの時間が充実！人生がより豊かに！
- ・心身のリフレッシュが新たな発想・創造性につながる！

#### 参加申込 方法

FAX または HP からお申し込みください。

**FAX** 裏面の参加申込書にご記入の上、FAX でお申し込みください。

**HP** 福岡県働き方改革推進事業ポータルサイトからお申し込みください。

ポータルサイトへの  
アクセスはこちら→



step.1

参加申込

step.2

取組目標を Web  
サイト上に公開

step.3

取組実行

step.4

取組結果の報告(翌年度4月)  
取組目標の更新

最寄りの労働者支援事務所が、必要に応じて、取組内容に応じた支援機関やメニュー（県施策、助成金など）を紹介するなどフォローアップします。

これまでに参加した企業の取組はサイト上で公開していますので参考にしてください。

### 宣言例

- 業務の棚卸し（ムダな業務を削減する）を行います
- 管理職が声かけを行い、誰もが休みを取りやすい職場にします
- 社員一人ひとりのキャリア形成を支援する仕組みをつくります
- 子育てや介護をしながら働き続けられる職場にします
- キャリアプランに合わせた人材育成を行います
- 休みを取りやすいよう、日頃からお互いの仕事を把握し、カバーし合えるようにします
- 業務の標準化や効率化を図るため、業務マニュアルを作成します

まずは  
取り組みやすい  
ことから  
始めましょう！

# よかばい・かえるばい企業 参加申込書

下記を全てご記入の上このままFAXしてください。

FAX：092-643-3588

WEBサイトに アクセスする際 に必要ですので 記載してください (HP非掲載)	メールアドレス(会員ID)				
	パスワード (8桁以上12桁以内の半角英数字)				
企業 概要	事業所名	フリガナ	住所	〒 -	
	ホームページURL		業種		取組人数
企業PR (事業の内容等)					
取組 内容	取組 項目 (項目にチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 非正規雇用の処遇改善(同一労働同一賃金) <input type="checkbox"/> テレワーク、在宅勤務		<input type="checkbox"/> 賃金の引上げ <input type="checkbox"/> 人材育成	
		<input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 <input type="checkbox"/> 副業・兼業の推進		<input type="checkbox"/> 休暇取得促進 <input type="checkbox"/> 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立	
	<input type="checkbox"/> 職場のコミュニケーション活性化 <input type="checkbox"/> 外国人材の受け入れ		<input type="checkbox"/> 若者・女性・高齢者・障がい者が活躍しやすい環境整備 <input type="checkbox"/> その他		
取組に向けて一言PR					
目 標(宣言) (具体的にご記入ください)					
担 当 者 連 絡 先 (HP非掲載)	所 属			役 職・ 氏 名	
	TEL			FAX	

※取組内容等につきましては原則公開となります。

お問い合わせ先：福岡県福祉労働部労働政策課労働福祉係

TEL: 092-643-3587 FAX: 092-643-3588

事業者・一人親方の皆さまへ

## 2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

### ※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則、
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

## 法令改正の主な内容

### 1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

### 2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること



走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



www.mitsubishi-fuso.com

三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

福岡市東区箱崎ふ頭5-4-17 TEL:092-641-8186

人と、社会と、その先へ。



HINO  
PROFIA



HINO  
RANGER



HINO  
DUTRO



九州日野自動車株式会社

福岡市東区みなと香椎3-7-2

TEL:092-518-1371 FAX:092-518-1375

運行管理者国家試験対策テキスト

【貨物自動車運送事業編】  
過去の問題の解説と  
実践模擬問題

定価2,640円(税込)

発行・発売元

(株)輸送文研社<柏林書房>

〒101-0031 東京都千代田区東神田1-3-4

TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295

ホームページ <http://www.yuso-bunken.co.jp> (お申し込みも出来ます)

●パンフレットの内容及び価格は、おことわりなく変更することがあります。



10月9日は

「トラックの日」

公益社団法人 福岡県トラック協会

TEL(092)451-7878(代表)

FAX(092)472-6439・(092)451-7964

ホームページ <https://www.heartly.or.jp/>

総務局・総務部

総務課: 092-451-7841

総務局・経理部

経理課: 092-451-7844

事業局・業務部

業務一課・二課:  
092-451-7845

福岡県適正化事業実施機関  
(輸送相談窓口)

092-451-7846

千早分室

092-671-0338

(FAX:092-672-4778)



**8Lエンジン搭載のQuonが  
更なる生産性を実現**

**Quon**  
人を想い、先を駆ける。

UDトラックス公式ホームページで  
Quon8L エンジン搭載車をお確かめください。

**UDトラックス株式会社 九州支社**

福岡地域営業部：福岡市東区多の津1-39-4	TEL 092-629-1124
北九州地域営業部：北九州市小倉北区西港町17-1	TEL 093-581-2305
佐賀久留米営業部：久留米市宮ノ陣町若松1-8	TEL 0942-38-2002

**ISUZU**

**もっと走れる明日のために。**

乗車も、走りも、気持ち、未来に向けて、  
この理想を叶え、新しい力を生み出しました。  
「未来」という幅広い未来のビジョンにおいて、  
トランスに想定される様々なニーズを、  
先進の設備やテクノロジーで早期に認識、認識し  
より確かな安心を生み出します。  
新世代ながら、もっと走れる、いすゞだから、もっと走れる。  
さらにあなたの未来がある。

**いすゞ自動車九州株式会社**

〒812-0055 福岡県福岡市東区東浜1-10-85  
Tel:092-641-7711 Fax:092-641-7744

トランスは物流だけでなく、さまざまな用途、すべてのアプリケーションをサポートするISUZUへの、ソリューション(車)の提案が得意です。TEL:0120-119-113 9:00～12:00、13:00～17:00月曜～土曜(年末の休日) <https://www.isuzu.co.jp>

**信号を守ろう!**

《公益》福岡県トラック協会・福岡県警